

平成25年11月29日  
原子力安全対策室

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」の  
一部改定について

県、志賀町及び北陸電力(株)は、志賀原子力発電所で事故・故障が発生した際に県及び志賀町へ連絡すべき事象を定めた「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」(以下「覚書」という。)を締結している。

今般、北陸電力が原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者防災業務計画に国へ通報する事象として新たに警戒事態に該当する事象を追加することから、県・志賀町へも直ちに通報されるように覚書の一部を改定する。

(1) 改定の概要

①「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」における警戒事態に該当する事象を覚書の連絡区分「IA安全協定第9条(異常時における連絡)に該当するもの(8)その他必要と認める事項が生じたとき」に加える。

②法令等改正による条番号のずれや用語の適正化を図る。

(2) 運用開始日 平成25年12月1日

危機管理監室 原子力安全対策室 (直通)076-225-1465 (内線)4310
--